

名護市ホームページ基本方針

～ 誰もが利用しやすいホームページを目指して ～

平成 1 7 年 5 月

企画総務部 電子市役所推進室

名護市ホームページ基本方針

～ 誰もが利用しやすいホームページを目指して ～

１．目 的

情報通信技術の飛躍的な発展によって、私たちの社会は急速に「高度情報通信ネットワーク社会」に向かって進展している。特にインターネットを活用したコミュニケーション手段が普及し、社会基盤として浸透しつつある現在では、ウェブコンテンツ及び電子メールの利用は住民生活に当然なものとなりつつある。

こうした社会状況の変化に対し、本市では平成１１年に「名護市ホームページ」を開設し、市民のひろば及び施政方針、各種パンフレット等の従来の紙媒体のみで行ってきた広報をホームページに掲載して、情報提供をするようになった。ホームページでの情報提供は、国策である e-J a p a n 政策（現 u-Japan 政策）の下、総務省を始めとした各省等の各種社会実験によって、情報公開及び政策形成・協働をスムーズに進める道具として有効であることが認知されており、その重要性は一層高まっている。

他方、本市のホームページについては、電子市役所の推進の観点から各課毎のページ掲載を目指しているが、作成や運用における問題から社会教育課、商工観光課、金融特区・情報化推進室、水道部のいくつかの課の設置に留まっている状況である。またその作成された内容についてもデザインや記事の表記方法が統一されていないことから、利用者にとって必ずしも使いやすく、わかりやすいホームページとはなっていないのが現状である。

さらに本市で取り組んでいる行財政改革の方針に基づき、住民の利便性を考慮したホームページの作成を行い、これまで市役所窓口で行われてきたサービスをホームページでも情報提供が行えるよう行政機構の効率化を踏まえた作成に努める必要がある。

インターネットは、年齢や性別、障害の有無、あるいは地域を超えて様々な人が利用し、その利用環境や条件も様々である。このことに配慮し、「すべての人」にわかりやすい、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいたホームページづくりが望まれる。

このような状況を踏まえ、本市が設置、運営するホームページにおける各ページの統一性・一貫性を高め、利用者満足度を向上させるため、名護市ホームページに関する基本方針を定める。

2．基本的な考え方

- (1)「名護市ホームページ」を広報誌や各課製作による印刷物と同等の、広報・広聴・コミュニケーション媒体として位置付け、住民が活用できるように職員は積極的な情報提供を行う。
- (2)「様々な人」や「様々な環境」で利用されることを前提に、「誰にでも読みやすい」デザインや「誰にでも使いやすい」仕組みにする。
- (3)各ページのデザインや操作性、記事の表記方法などをテンプレートを用いて統一し、公式ホームページ全体の一貫性を維持することによって、利用者の利便性を向上させる。
- (4)インターネットの速報性の利点を最大限に生かし、「迅速」に情報を更新できるようにする。
- (5)「伝えたい情報」と「知りたい情報」の間にかい離が生じないよう、情報の優先度と取捨選択を意識して表記する。
- (6)個人情報を保護するために必要なシステム上の措置を講じる。
- (7)作成や運用管理にかかる無駄な経費と労力を低減できるようにする。
- (8)利用者の意見やアクセス記録の分析をもとに、随時改善を図る。

3．規定及びガイドラインの策定

本方針に基づく公式ホームページの利用者満足度向上を図るため、公式ホームページの作成、運用に係る統一基準を定めた規定及びガイドラインを制定する。